

定住促進住宅ながいきた入居募集案内

- 1 申込受付期間 随時（先着順）
2 申込受付先 長井市役所 3階 建設課 都市・住まい政策室 ☎ 8 2 - 8 0 1 8（直通）
（長井市栄町1番1号）

3 募集住宅

住宅名	種別	間取り	募集戸数	家賃額 (円)	共益費 (円)	駐車場使用料 (円)
302号室	市内子育て世帯	3LDK	1	29,200	800	3,850
	転入子育て世帯			19,200	800	3,850

※子育て世帯とは・・・市内転居者又は市外転入者（転居又は転入時に、定住促進住宅を住所と定める転入届を提出できるものに限る。）で、15歳以下の同居親族を持つ世帯

4 入居申込資格

- ① 入居後、定住促進住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。
- ② 15歳以下の同居親族を有すること
- ③ 入居申込者（現に入居し再契約をしようとする者を含む。）の収入の1/2分の1の額が、家賃及び共益費の合計額の3倍以上であること。
- ④ 入居者及び同居者に、市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

5 申込に必要な書類

- ① 定住促進住宅入居申込書
- ② 入居申込者の所得を証明する書類（次のもの）
 - (1) 最新の所得証明書
 - (2) 又は前年の給与所得源泉徴収票
- ③ 入居申込者及び同居者の納税証明書（最新のもの）
- ④ 同居しようとする親族がある場合は、当該同居親族全員の住民票
- ⑤ 婚姻の予約がある場合は、婚姻予約確認書（様式第2号）
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

6 募集期間

- ① 随時募集（先着順）
- ② 満室となった場合は、募集終了となります。

7 契約期間

- ① 定住促進住宅の契約期間は2年間です。（再契約可能。ただし入居資格を全て満たす者に限る。）
- ② 子育て世帯にあっては、15歳以下の同居親族がいなくなった時、又は入居開始から10年を経過した時は再契約をすることができません。

8 その他

- ・ 入居の際には、家賃の2か月分の敷金が必要となります。
 - ・ また、入居の際には、独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同等程度以上の収入を有し、住民税等に滞納がない連帯保証人が1名必要となります。
- ※契約時に保証人の印鑑証明書、所得証明書、納税証明書、市外の場合は住民票が必要です。
- ・ 駐車場は、1戸1台までの区画指定となります。
 - ・ 家賃のほかに自治会運営費・地区費等が必要となる場合があります。